

## 青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 月 7 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

一般職の職員に支給する期末・勤勉手当の支給割合の見直しを踏まえ、市長、副市長および教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 青梅市長等の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 227.5 を」を「100 分の 237.5 を」に改める。

第 2 条 青梅市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 227.5」と「100 分の 237.5」を「100 分の 232.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 6 年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の青梅市長等の給与に関する条例（以下「第 1 条による改正後の条例」という。）の規定は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の青梅市長等の給与に関する条例の規定にもとづいて令和5年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。